



2026年6月30日

各位

会社名株式会社ホープ
代表者名 代表取締役社長CEO 時津孝康
(コード番号: 6195 東証グロース・福証 Q-Board)
問合せ先 専務取締役CFO 大島研介
(E-mail: ir@zaigenkakuho.com)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
(3) 処分価額	1株につき210円
(4) 処分総額	21,000,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く）3名 100,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2026年6月26日開催の当社第33回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は年137,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役に対し、譲渡制限付株式として当社の保有する自己株式である普通株式100,000株を割り当てることを予定しており、各対象取締役に対して当社より付与される金銭報酬債権合計21,000,000円を現物出資財産とする現物出資の方法によって行います。

なお、各対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける各対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役が当社との間で以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

また、今回は、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的の実現を目指すため、譲渡制限期間を3年間としております。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年7月24日～2029年7月23日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合及び死亡により退任した場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由又は死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の時点において当該対象取締役が保有する本割当株式のうち、下記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除される本割当株式を除いた本割当株式について、当該退任又は退職の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

さらに、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由等により、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年7月から当該対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

(4) 株式の管理に関する定め

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとします。）の株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る

譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の前取引日（2026年6月29日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である210円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上